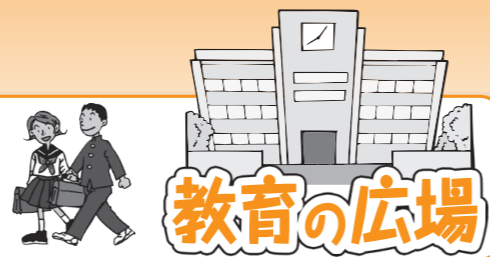


# 弥富北中学校



## 職場体験学習



2年生が職場体験学習を行いました。3日間、働くことの意義を体感することができました。

## 保健集会



インフルエンザの流行を前にして、全校で予防と対策を学び合いました。

## 自問タイム



普段行っている清掃をおたがいにふりかえりました。それぞれに気づきを得た機会となりました。

## 弥北継掃会



1・2年生が3年生と共に清掃に向かう取り組みをしました。3年生の熱心な姿から多くのことを学びました。

# 国民年金からのお知らせ

## 学生納付特例制度 ～学生の方～

### ■保険料を後払いできる制度です

20歳以上の学生も、第1号被保険者として国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。学生の方で、所得がない場合や少ないことにより、保険料を納めることが困難なときは、在学期間中の保険料の支払いを猶予し社会人になってから納めることができる「学生納付特例制度」があります。

「保険料が納められない」と思ったら、ぜひ申請してください。前年度から引き続き学生の方で4月から学生納付特例制度を受ける場合も申請が必要です。(申請は毎年必要です。)

- \* 日本年金機構から学生納付特例申請のハガキが届いている方は、ハガキによる申請をお願いします。
- \* 申請の審査結果は、日本年金機構から本人にハガキで通知されます。
- \* 認められた場合の期間で10年以内の期間は、保険料を社会人になってから追納する(後から納める)ことができます。追納には、納付書が必要になりますので、年金事務所へ申し込みください。

### ◆対象者

前年所得が118万円以下である20歳以上の学生

- 大学(大学院)、短大、高等学校、専修学校および各種学校  
(各種学校その他の教育施設については、個別に定められています。)

### ◆申請に必要なもの

- 年金手帳
- 印鑑(本人が署名する場合は不要)
- 学生証または在学証明書(学生証はコピーでも可能ですが、在学証明書は原本を提出してください)
- 会社等を退職されて学生となられた方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証の写し

### ◆申請できる期間

- 20歳以上の学生である期間のうち、過去期間は申請が受理された月から2年1か月前(すでに保険料が納付済の月を除く。)まで、将来期間は年度末まで申請できます。

- 1枚の申請書につき1年度分(4月から翌年3月までの12か月間)の申請となります。

過去の年度分も申請する場合は、複数の申請書の提出をお願いします。

例：平成27年5月に、平成25年4月から平成28年3月までの期間を申請する場合

- ①平成25年度申請(平成25年4月～平成26年3月)
- ②平成26年度申請(平成26年4月～平成27年3月)
- ③平成27年度申請(平成27年4月～平成28年3月)の3枚の申請が必要となります。

なお、この例の場合は、平成25年3月以前は時効により申請できません。

### ◆申請窓口

- 市役所 保険年金課 年金グループ
- 十四山支所 地域福祉グループ

## ＜免除制度を利用する場合の注意事項＞

学生納付特例や若年者納付猶予制度は、保険料の納付義務を猶予するためのものです。制度の内容をご理解いただき、早めに追納するように心がけましょう。

1. 免除が承認された期間は、将来受ける年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません(カラ期間として扱われます)。
2. 10年間に限り追納することができます(追納した期間は保険料納付済み期間として年金額に反映されます)。
3. 本来の納期限から2年を過ぎると、当時の保険料額に追納加算率による加算金が付加されます。
4. 追納保険料には、口座振替はご利用できません。
5. 当該期間中に生じた障がいにより1、2級の障がいに該当した場合は、障がい基礎年金の請求ができます。
6. 当該期間中に死亡した場合は、遺族基礎年金を請求することができます。